

# 歴史と文化の道地区景観計画 (案)



施行日：平成31年3月1日

# 目次

## 序章 景観形成の考え方

- 第1節 歴史と文化の道地区景観計画の位置づけ .....02
- 第2節 景観形成の考え方 .....02
  - 1. 歴史と文化の道地区の概要
  - 2. 歴史と文化の道地区の景観特性
  - 3. 歴史と文化の道地区の景観計画策定の基本的な考え方

## 第1章 景観計画の区域 .....07

## 第2章 良好な景観の形成に関する方針

- 第1節 景観形成の目標 .....08
- 第2節 景観形成の基本方針 .....08
- 第3節 眺望地点の設置 .....09
  - 1. 眺望地点の位置と概要

## 第3章 良好な景観形成のための行為の制限（届出対象行為、景観形成基準）

- 第1節 建築物の建築等、工作物の建設等 .....11
  - 1. 届出対象
  - 2. 景観形成基準
- 第2節 開発行為、土石の採取、土地の開墾、その他土地の形質の変更 .....15
  - 1. 届出対象
  - 2. 景観形成基準
- 第3節 屋外での土石等の堆積 .....15
  - 1. 届出対象
  - 2. 景観形成基準
- 第4節 木竹の伐採、植栽 .....15
  - 1. 届出対象
  - 2. 景観形成基準

## 第4章 景観重要建造物・景観重要樹木の指定方針

- 第1節 景観重要建造物 .....16
- 第2節 景観重要樹木 .....16

## 第5章 屋外広告物の制限

- 第1節 屋外広告物条例に基づく景観形成 .....17
- 第2節 屋外広告物行政の基本方針 .....17

## 第6章 景観重要公共施設の整備に関する事項、占用許可等の基準

- 1. 景観重要公共施設の指定 .....18
- 2. 景観重要公共施設の整備に関する事項 .....21
- 3. 景観重要公共施設における占用等の許可の基準 .....24



■地区内の主要施設の変遷

①かごしま県民交流センター、県政記念館【登録有形文化財】

現在のかごしま県民交流センターには、1894年に鹿児島県尋常中学校（鹿児島県立鶴丸高等学校の前身）が建てられ、1913年に薬師町へ移転した後、1925年鹿児島県庁舎が完成しました。1996年鹿児島県庁舎が鴨池新町へ移転後、2003年かごしま県民交流センターが完成しました。同敷地内には県政記念館として、ネオ・ルネッサンス様式の旧鹿児島県庁舎本館玄関部分が移築・保存されており、展示室やレストランとして今も市民に親しまれる施設となっています。



県政記念館（旧鹿児島県庁舎本館）

②鹿児島医療センター

鹿児島医療センターには、江戸時代まで鹿児島城の軍馬方（厩）がありましたが、島津忠義公が廃藩置県により本丸を去った後、1874年西郷隆盛が私学校を設立しました。しかしわずか4年後の1877年、西南戦争により私学校は消失しました。その後、県立鹿児島医学校・付属病院が建てられ、太平洋戦争終結後に国立鹿児島病院、そして幾つかの改称を経て現在に至ります。



探勝園

③鹿児島県立図書館、鹿児島県歴史資料センター黎明館

1877年の西南戦争による鹿児島城消失後は、元藩主島津忠義公が鹿児島県令へ請願し、1885年に鹿児島県立中学造士館（後の旧制第七高等学校造士館）が建てられました。1901年旧制第七高等学校造士館に改称し、1950年の廃校まで、多くの著名人を輩出しました。その後1974年まで鹿児島大学医学部が設置された後、1979年に鹿児島県立図書館、1983年に鹿児島県歴史資料センター黎明館が完成しました。



鹿児島県立博物館考古資料館

④探勝園

照国神社に隣接する探勝園には、島津斉彬公・久光公・忠義公の銅像をはじめ、電信使用の碑、戊辰戦争や太平洋戦争に関する石碑があり、観光スポットとして親しまれています。



中央公園

⑤鹿児島県立博物館・鹿児島県立博物館考古資料館【ともに登録有形文化財】

鹿児島城二の丸が位置していた辺りには、1883年、西本願寺の寄付で土族授産所「県立興業館」（現在の考古資料館）が建てられ、一時期鹿児島市役所としても使用されていました。

県立興業館に隣接して、1927年に建てられた鹿児島県立図書館は、現在鹿児島県立博物館として、多くの市民に利用されています。

⑥鹿児島市立美術館

1892年に鹿児島市役所庁舎は現在の鹿児島市立美術館の場所に庁舎を構えましたが、1937年に現在の山下町へ移転、1939年に鹿児島市立歴史館が建てられ、1954年に旧鹿児島市立美術館となった後、1985年に現在の市立美術館に建て替えられました。

⑦鹿児島市中央公民館【登録有形文化財】、鹿児島県教育会館、中央公園

中央公園・鹿児島市中央公民館がある場所には、1773年に薩摩藩校の造士館・演武館が設立されましたが、1877年西南戦争により閉鎖されました。その後1927年に鹿児島市公会堂（現在の鹿児島市中央公民館）が建てられ、1931年に鹿児島県教育会館、中央公園がつくられました。多くのイベントに活用され、市民の憩いの広場として親しまれています。



鹿児島市中央公民館

⑧名山小学校

名山小学校一帯は、西南戦争後の1878年に名山小学校として設立され、同敷地に1910年、鹿児島県女子師範学校（鹿児島大学教育学部の前身）が独立・開校し、同年、女子師範学校附属小学校、鹿児島県立第二高等女学校（鹿児島県立甲南高等学校の前身）も併設・開校し、多くの若者が学びました。

## ■ 鹿児島・歴史と文化の道地区の変遷（江戸時代以降）

時代	西暦	鹿児島・歴史と文化の道地区	西暦	日本の主な歴史
江戸	1602年	島津家久により鹿児島城築城		
	1606年	島津家久 内城から鹿児島城へ移る	1603年	徳川家康が征夷大将軍となる
	1612年	御楼門柱立	1615年	武家諸法度制定（参勤交代制度化）
	1696年	鹿児島大火 鹿児島城内に延焼し本丸・二の丸の一部消失		
	1773年	藩校 造土館・演武館創設（現在の鹿児島市中央公園付近）		
	1851年	島津斉彬が第11代薩摩藩主となり近代化政策を始める 磯に製錬所・反射炉設置	1853年	ペリー来航
	1858年	島津斉彬死去、島津忠義が第12代薩摩藩主となる	1858年	日米修好通商条約
	1863年	薩英戦争、本丸大奥二階や御楼門に被弾	1862年	生麦事件
	1864年	照国神社 社殿完成	1863年	薩英戦争
	1866年	薩長同盟を結ぶ	1866年	薩長同盟
		1867年	大政奉還	
明治	1871年	島津忠義が鹿児島城を去る、鹿児島県庁設置（鹿児島城内）	1868年	戊辰戦争、江戸城無血開城、五箇条の御誓文
	1872年	鹿児島県庁が移転（現在の鹿児島市中央公民館付近）	1869年	版籍奉還
	1873年	鹿児島城 本丸消失、西郷隆盛が征韓論を主張	1871年	廃藩置県
	1874年	西郷隆盛により私学校設立（現在の鹿児島医療センター）	1872年	琉球藩設置
	1875年	小学校授業講習所創立（現在の鹿児島市中央公民館付近）		
	1877年	西南戦争、西郷隆盛戦死、鹿児島城二の丸・照国神社社殿・私学校・鹿児島県庁が消失、藩校 造土館・演武館閉鎖	1877年	西南戦争
	1878年	名山小学校設立（現在のみなと大通り別館） 鹿児島師範学校（旧称：小学校授業講習所）新築移転（現在の鹿児島市中央公民館付近）		
	1879年	鹿児島県庁舎完成（現在の鹿児島市中央公民館付近） 鹿児島女子師範学校新築移転（現在の名山小学校）	1879年	沖縄県設置
	1882年	県立鹿児島医学校が加治屋町から移転（現在の鹿児島医療センター）、照国神社建設		
	1883年	県立興業館完成（現在の鹿児島県立博物館考古資料館）	1883年	鹿鳴館完成
	1885年	鹿児島県立中学造土館再建（鹿児島城内）	1885年	内閣制度創設
	1892年	鹿児島市役所庁舎が県立興業館（仮市役所）から移転（現在の鹿児島市立美術館付近）	1885年	初代内閣総理大臣 伊藤博文
	1894年	鹿児島県尋常中学校（旧称：鹿児島師範学校）開設（現在のかごしま県民交流センター）（鶴丸高等学校の前身）	1889年	大日本帝国憲法発布
	1901年	旧制第七高等学校造土館設立（鹿児島城内） 鹿児島県立第一中学校分校を設立（甲南高等学校の前身）（現在の中央公園付近）	1894年	日清戦争
	1902年	鹿児島県立鹿児島中学校分校（旧称：鹿児島県第一中学校分校）（甲南高等学校の前身）が上荒田町に移転後、 鹿児島県私立教育会附属図書館（鹿児島県立図書館の前身）を建設（現在のかごしま県民交流センター）	1895年	下関条約締結
	1910年	鹿児島県師範学校（旧称：鹿児島師範学校）が武町に移転 鹿児島県師範学校から鹿児島県女子師範学校が独立（鹿児島大学教育学部の前身）、女子師範学校附属小学校・ 鹿児島県立第二高等女学校（甲南高等学校の前身）を併設	1902年	日英同盟締結
			1904年	日露戦争
		1905年	ポーツマス条約締結	
		1909年	伊藤博文暗殺	
		1910年	韓国併合（朝鮮総督府設置）	
大正	1913年	鹿児島県立第一鹿児島中学校（旧称：鹿児島県第一中学校）（鶴丸高等学校の前身）が薬師町に移転	1914年	第一次世界大戦
	1914年	桜島大爆発 大隅半島と陸続きとなる	1923年	関東大震災
	1925年	鹿児島県庁舎完成（現在のかごしま県民交流センター）	1925年	普通選挙法制定、治安維持法制定
昭和	1927年	鹿児島県立図書館（現在の鹿児島県立博物館）完成 鹿児島市公会堂（現在の鹿児島市中央公民館）完成	1931年	満州事変
	1931年	鹿児島県教育会館完成		
	1937年	西郷隆盛像完成、鹿児島市役所が移転（現在の市役所へ）	1937年	日中戦争
	1939年	鹿児島市立歴史館完成（現在の鹿児島市立美術館付近）	1939年	第二次世界大戦
	1945年	県土空襲激化、戦争により照国神社社殿消失 国立鹿児島病院発足（現在の鹿児島医療センター）	1941年	太平洋戦争
	1950年	第七高等学校（旧制第七高等学校造土館）廃校（鹿児島城内）	1945年	GHQ設置、財閥解体
	1953年	照国神社本殿再建	1946年	日本国憲法公布
	1954年	鹿児島市立歴史館が旧鹿児島市立美術館に変更（現在の鹿児島市立美術館）	1951年	日米安全保障条約調印
	1957年	鹿児島大学医学部が鴨池町から移転（鹿児島城内）	1953年	テレビ放送開始、奄美群島が返還
	1963年	名山小学校移転（現在の名山小学校）	1964年	東京オリンピック開催
	1966年	鹿児島県文化センター完成（現在の宝山ホール）	1968年	小笠原諸島が返還
	1974年	鹿児島大学医学部が移転（現在の桜ヶ丘）	1972年	沖縄が返還、札幌オリンピック開催
	1979年	鹿児島県立図書館新館完成（鹿児島城内）	1973年	第一次オイルショック
	1983年	鹿児島県歴史資料センター黎明館完成（鹿児島城内）	1978年	日中平和友好条約調印、第二次オイルショック
1985年	鹿児島市立美術館完成	1985年	筑波万博開催	
平成	1996年	鹿児島県庁が鴨池新町へ新築移転	1995年	阪神・淡路大震災
	2003年	かごしま県民交流センター完成	2005年	愛知万博開催
	2006年	独立行政法人国立病院機構 鹿児島医療センターへ改称	2011年	東日本大震災

主な参考文献：鹿児島市史Ⅰ・Ⅱ

## 2. 歴史と文化の道地区の景観特性

### (1) 景観の主な特徴・魅力

歴史と文化の道地区の景観の特徴として、次のようなことが挙げられます。  
これらの要素が組み合わせたり、調和して、歴史と文化を感じる魅力的な景観を創り出しています。

#### 1 明治以降の歴史・文化景観

島津斉彬公・久光公・忠義公や西郷隆盛の銅像や石碑等が点在し、西南戦争の弾の跡が残る石垣や石塀（以下、石垣等）の史跡や、県立博物館考古資料館・中央公民館などの登録有形文化財が幾つも残されています。

また、歴史と文化の道に該当する国道10号は、館の馬場（やかたんばあ）と呼ばれていました。通りにある74灯のガス灯と街路樹・石張り舗装の歩道、前述した史跡・文化財等が相まって、明治以降の動乱の時代を映し出し、当時の歴史的・文化的な雰囲気を感じさせる景観をつくりあげています。



島津久光公銅像と城山（探勝園）

#### 2 城山を背景にした自然景観

市街地側から歴史と文化の道地区を望むと、背景に城山の斜面緑地が広がり、整備された街路樹と一体となって、奥深く潤いある景観を形成しています。

#### 3 季節や時間で変化する都市景観

初夏の鹿児島城の堀には一面に美しい蓮の花が咲き、秋には国道沿いにイチョウが色づき、市街地に面した城山自然遊歩道では、四季折々の植物を楽しめます。また夜間の国道10号では、ガス灯が灯り、昼間とは異なる景観を有しています。

歴史と文化の道地区は、江戸後期・明治時代以降の動乱の時代に主要な施設が多く存在し、またそこから新たな歴史が生まれ、鹿児島の歴史・文化が醸成されてきました。今も多くの史跡や文化財が残されており、後世に語り継ぐべき重要な地区として、守り育てていく必要があります。



弾の跡が残る石垣（私学校跡）

### (2) 景観の主な課題

歴史と文化の道地区における景観上の課題として、次のことが挙げられます。

#### ① 現存する歴史資源の減少

歴史的雰囲気や時代背景を感じさせる石垣等が減少しつつあり、保全が急務となっています。

#### ② 居住ゾーンの品格ある景観の形成

当地区は、鹿児島市内でも数ある観光地区のひとつですが、一方で地域住民が生活している居住地区でもあります。

歴史と文化の道地区に相応しい、品格と統一感のある景観を形成するために、地域住民による緑化の推進や洗濯物・室外機・ゴミステーションが目立たないようにする工夫が求められます。

#### ③ 歩車分離への対策と、明るい通りや公園の確保

観光や文化施設利用のために、日々多くのバス・自家用車が来訪しますが、安全な駐車場の配置と歩道の確保が課題となっています。

また、夜間人通りが少なく暗い通りや公園があるため、観光客・地域住民にとって、明るい歩行空間や公園が必要となっています。

#### ④ 眺望を阻害する広告物

広告物等の工作物の一部には、城山と一体となった風格ある地区景観を分断しているものがあり、また通り沿いに掲げられている広告物等が、自然景観やまとまりある歴史的雰囲気を阻害する要因となっています。



背景に城山を望む眺望



鹿児島城の石垣とお堀

### 3. 歴史と文化の道地区の景観計画策定の基本的な考え方

#### (1) 策定にあたっての視点

前項までの歴史と文化の道地区の景観特性を踏まえ、景観計画策定にあたって、次の4つの視点を設定します。

#### 1 歴史と文化の道の石垣等の保全と活用

歴史と文化の道（館の馬場《やかたんばあ》）にある石垣等は、この地区の景観を大きく特徴づける重要なシンボルです。この現存する石垣等を可能な限り保全し、地域の景観づくりに生かすため、地区内の擁壁等の築造、開発行為等において石垣等との調和を求め、魅力的な景観を目指します。



歴史と文化の道にある石垣

#### 2 地区内の景観を損ねない、統一感のあるまちなみの創出

歴史的雰囲気と調和しない形態・意匠、色彩等の建築物や工作物等（洗濯物・室外機・ゴミステーション等）は、景観の阻害要因となるだけでなく、史跡等の魅力も低下させます。

本地区では、建築物等に一定のルールを定め、歴史的雰囲気に調和し、統一感のある景観の形成を誘導します。



鹿児島県立博物館周辺（歴史と文化の道）

#### 3 観光拠点にふさわしい、安心・安全な景観の形成

歩行者が安全に分かり易く散策できるように、統一感のある案内サインの整備等が求められています。また夜間、人通りの少ない通りや公園においては、安心・安全で快適な歩行空間の整備などにより、回遊性に富んだ観光拠点にふさわしい景観の形成を目指します。

#### 4 歴史的情緒溢れる夜間景観

夜間、歴史と文化の道（館の馬場《やかたんばあ》）はガス灯が灯り、県政記念館・鹿児島市中央公民館といった登録有形文化財はライトアップされ、ロマンチックで魅力あふれる空間となっています。これらの史跡を中心とした一体的な夜間景観の形成を目指します。



鹿児島市立美術館横の通りを望む

#### (2) 策定方針

鹿児島市景観計画に定める市街地・台地ゾーンの届出対象行為・景観形成基準を基本に、前項の視点を踏まえ、歴史と文化の道地区の景観特性を考慮した次の基準を取り入れることにより、市民・事業者・行政が一体となって良好な景観の保全と誘導を進めていきます。

##### 建築物・工作物

周辺のまちなみや史跡等、自然環境に配慮した建築物等の形態・意匠、色彩及び外構等の基準

##### 開発行為等

現存する石垣等や自然景観と調和した法面整備等の基準



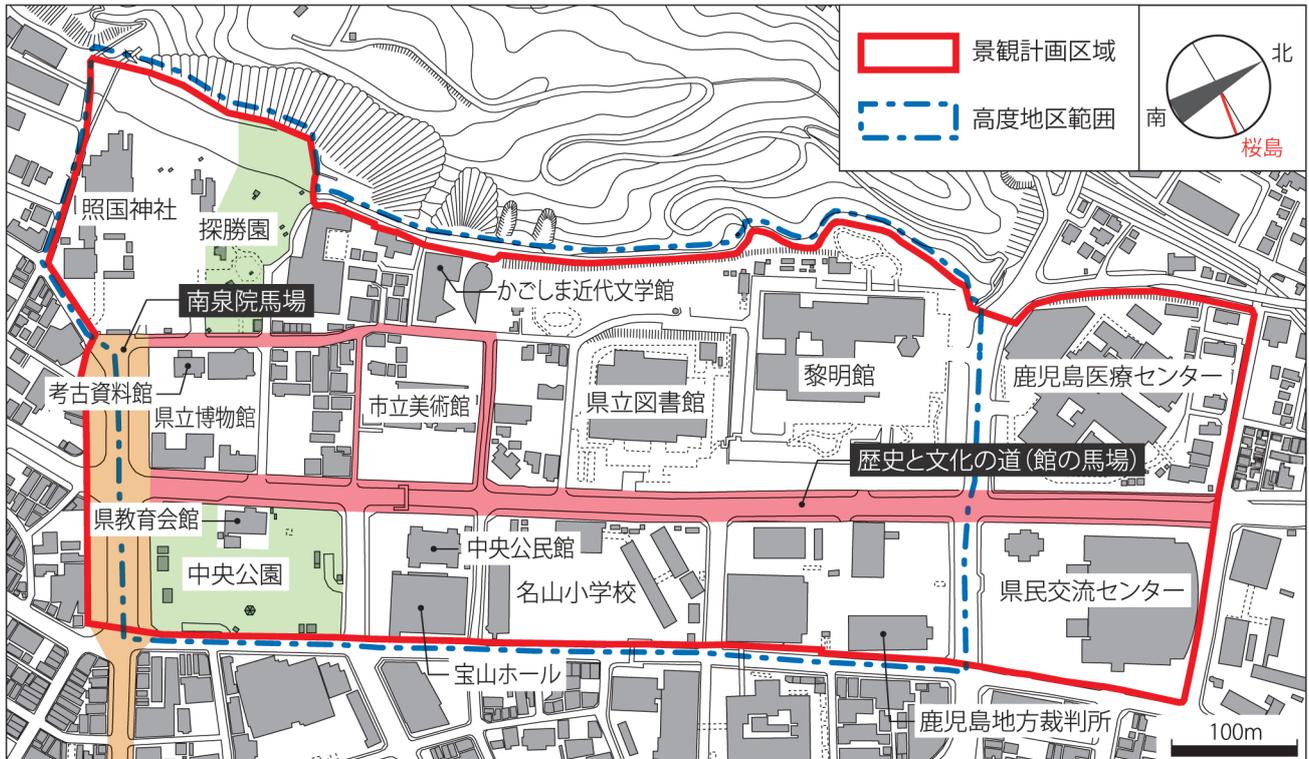
歴史と文化の道の夜間景観

# 第1章 景観計画の区域

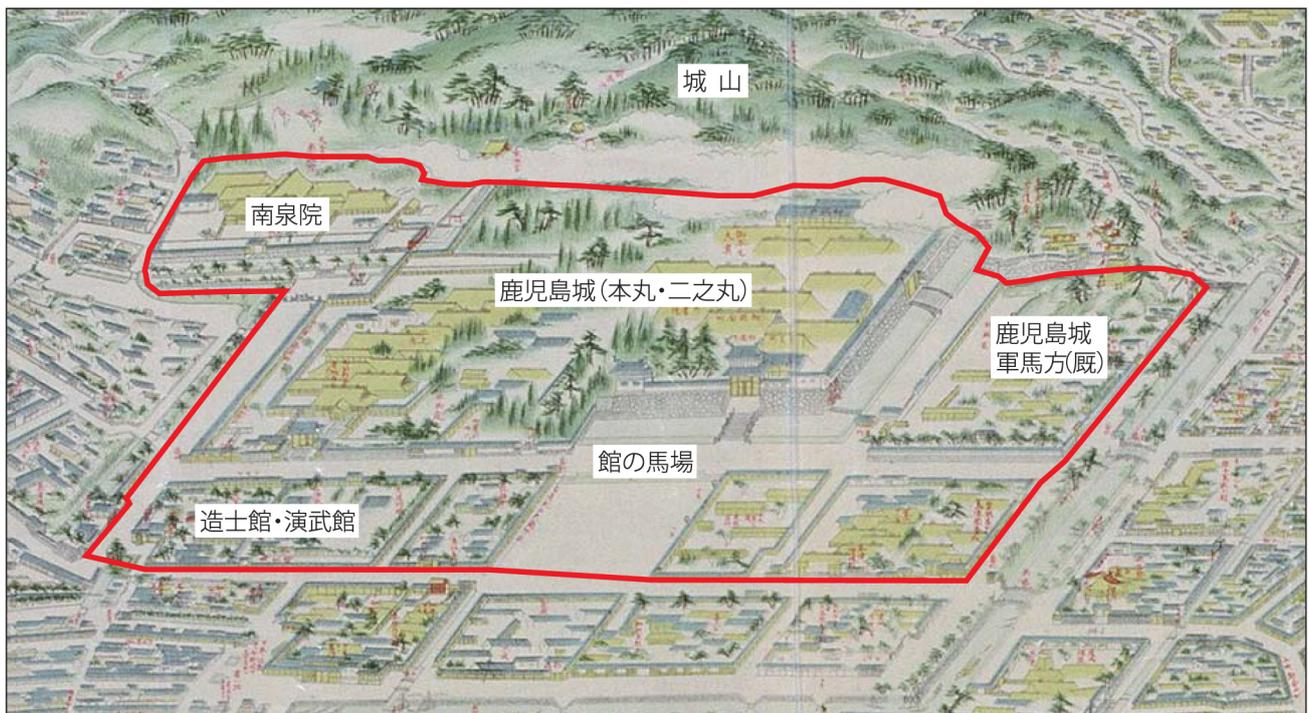
## 景観計画区域の設定に関する考え方

地区のシンボルとなる歴史と文化の道（館の馬場《やかたんばあ》）を中心軸に、南は照国神社や鹿児島県立博物館、中央公園前の国道等（南泉院馬場《なんしんばあ》）から、北は西南戦争の弾の跡が石垣等に残る鹿児島医療センターやかごしま県民交流センターまで（約31ha）を区域とすることで、区域内の歴史・文化資源等を一体的に保全し、良好な景観形成を誘導します。

景観計画区域



古地図で見る鹿児島城周辺『天保14年(1843年)城下絵図(鹿児島県立図書館所蔵)』部分 一部加筆



## 第2章 良好な景観の形成に関する方針

### 第1節 景観形成の目標

本計画の景観形成の目標を次のとおり定めます。

鹿児島城跡を中心に歴史資源を生かし、品格と統一感のある景観づくりを進めます。

### 第2節 景観形成の基本方針

景観形成の目標を踏まえ、次のとおり、景観形成の基本方針を定めます。

#### 1 歴史的建造物や石垣等の地区の雰囲気と調和し、統一感のある景観づくり

地区内に残る登録有形文化財や多くの史跡、歴史的雰囲気を残すまちなみを継承するとともに、建築物等について形態・意匠、色彩等のルールを定め、歴史的資源を生かした景観づくりを目指します。



西郷隆盛像前歩道橋から通りを望む

#### 2 魅力ある景観の保全

城山を背景に見る西郷隆盛像や、歴史と文化の道と鹿児島城を望む眺め、鹿児島城跡の石垣とお堀の眺めなど、親しみのある眺望地点を計画に位置づけることにより、魅力ある景観を保全していきます。



明治5年の鹿児島城（尚古集成館所蔵）

#### 3 観光振興にもつなげる、市民、事業者等が一体となった魅力ある景観づくりの推進

地域ならではの景観資源を活用するとともに、公共施設や道路、公園などの景観重要公共施設の指定や、整備基準の作成等により、地域の個性を積極的に取り入れ、市民・事業者・行政が一体となって魅力ある景観づくりを推進します。



歴史と文化の道（国道10号）

#### 4 協働による、安心・安全で誇りを持てる景観づくりの推進

観光客等が訪れたいと思うような景観を創造するためには、まず市民が誇れる景観にする必要があります。

そのために、市民・事業者・行政が協働してルールをつくり、不法駐輪や不法投棄の防止、防犯対策や夜間の安全確保等、主体的かつ積極的な取り組みを行い、皆が愛着と誇りを持てる景観づくりを推進します。



歴史と文化の道沿いにあるベンチ

### 第3節 眺望地点の設置

#### 1. 眺望地点の位置と概要

##### 眺望地点1 西郷隆盛像を望む眺望

鹿児島市中央公民館前に設置された西郷隆盛像撮影広場からは、緑豊かな城山を背景に西郷隆盛像を望むことができ、多くの観光客が訪れています。



城山を背景に西郷隆盛像を望む

##### 眺望地点2 鹿児島城御楼門を望む眺望

現在、2020年3月の完成に向け、鹿児島城の御楼門・御角櫓・築地塀等の復元計画が進められています。

明治時代に消失した御楼門等は、約150年ぶりに姿を現すこととなり、鹿児島の顔となる風格ある景観になることが期待されています。



御楼門（復元予定）を望む眺望イメージ

##### 眺望地点3 鹿児島城跡の石垣等と歴史と文化の道を望む眺望

鹿児島城跡の、通りに面した石垣等や歴史と文化の道のガス灯は、本地区を代表する景観のひとつとして重要な要素であり、鹿児島の歴史を醸し出す魅力的な景観です。



鹿児島城跡の石垣と歴史と文化の道

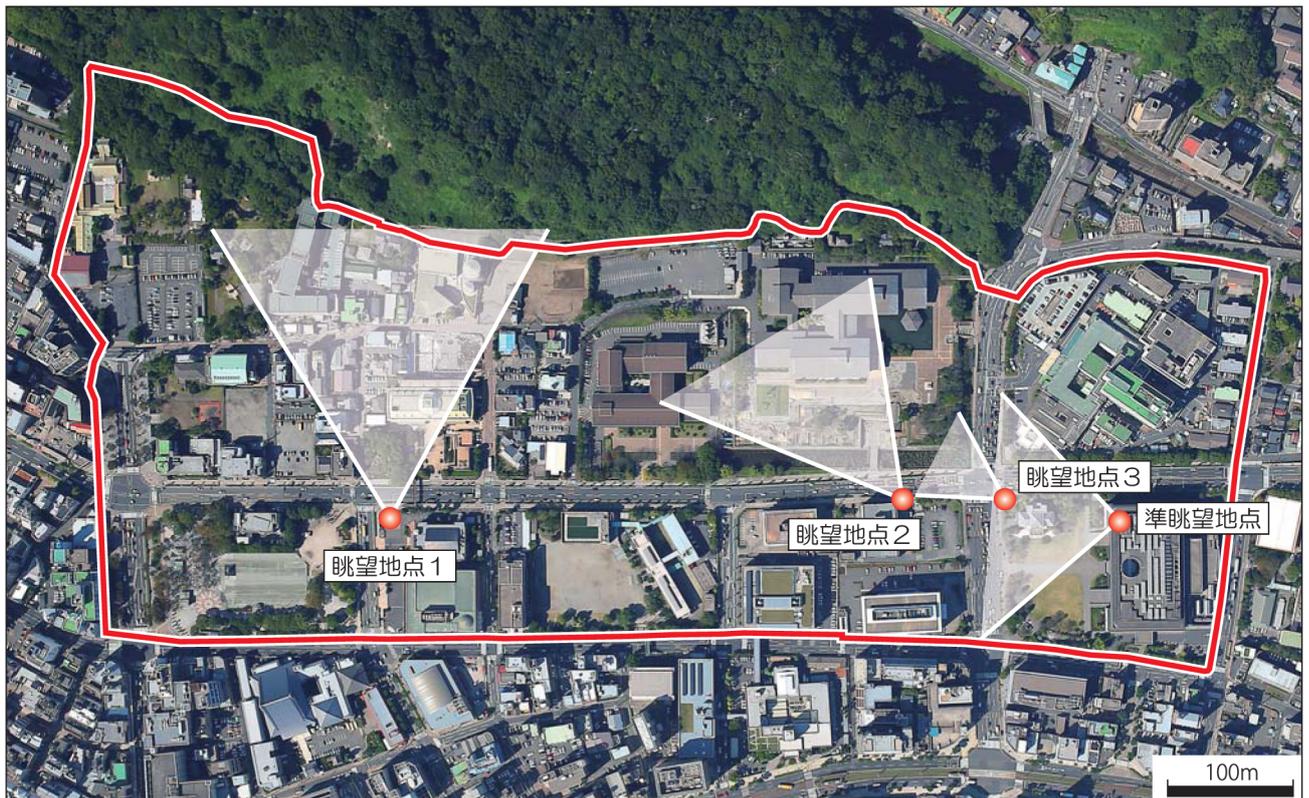
### 【参考】準眺望地点の考え方

地区内の骨格を成す館の馬場（やかたんばあ）を中心に、歴史と文化の道地区をパノラマで一望できるこの地点は、地区内ではありますが施設内にあり、立入時間に制限があることから、眺望地点の考え方に準じ、推奨する眺望として「準眺望地点」を設定します。

**準眺望地点** かごしま県民交流センター6階展望回廊からの眺望



航空写真による眺望地点位置図



# 第3章 良好な景観形成のための行為の制限 （届出対象行為、景観形成基準）

## 第1節 建築物の建築等、工作物の建設等

第3章においては、ユニバーサルデザイン※に配慮します。

※ユニバーサルデザイン：障害の有無や年齢、性別、人種などにかかわらず、たくさんの人々が利用しやすいように製品やサービス、環境をデザインする考え方で。

### 1. 届出対象

地域の景観に与える影響の大きい建築物、工作物を対象に、その新築（新設）、増築、改築、移転のほか、外観を変更することとなる修繕、模様替、色彩の変更を行う場合は届出を行うものとします。

ただし、届出を行う必要のない建築物や工作物の建築等の行為においても、本計画に定める景観形成基準を満たすよう努めるものとします。

#### （1）届出対象建築物

延べ面積が10㎡を超えるもの。

ただし、増築、改築、外観の変更（修繕、模様替、色彩の変更）のうち、次に該当するものは届出の対象外とします。

（届出不要な場合でも、景観形成基準を満たすよう努めるものとします。）

行 為	届出の対象外となる規模
増 築、改 築	その部分の床面積の合計が10㎡以下となるもの
修繕、模様替	過半に満たないもの
色彩の変更	各壁面の鉛直投影面積又は屋根面の水平投影面積の10分の1以下となるもの

※以下の規模については、鹿児島市景観審議会の意見を求めるものとします。

- ①高さが12mを超えるもの、又は地階を除く階数が4以上
- ②延べ面積が1,500㎡を超えるもの

#### （2）届出対象工作物

次の①～⑬に掲げる工作物（建築物以外の工作物）で、高さが1.5mを超えるものとします。

（ただし、届出の不要な場合でも、景観形成基準を満たすよう努めるものとします。）

- ①煙突
- ②鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱、その他これらに類するもの（テレビ受信用アンテナを除く）
- ③広告塔、広告板、装飾塔、記念塔、その他これらに類するもの
- ④高架水槽、サイロ、物見塔、その他これらに類するもの
- ⑤擁壁
- ⑥観光用のエレベーター、エスカレーター、その他これらに類するもの
- ⑦ウォーターシュート、コースター、その他これらに類する高架の遊戯施設
- ⑧メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔、その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの
- ⑨鉱物、岩石、コンクリート、ガラス等の粉砕で原動機を使用するもの
- ⑩アスファルト、石油、ガス等を原料とする製造施設
- ⑪自動車車庫の用途に供する工作物
- ⑫汚物処理場、ごみ焼却場、その他これらに類する処理施設

【参考】①～⑫は、建築基準法施行令第138条の規定により指定されている工作物の種類

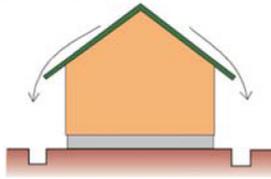
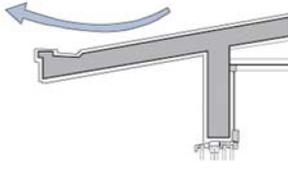
- ⑬太陽光発電設備、風力発電設備等

※高さ1.5mを超える①～⑬の工作物の増築、改築、外観の変更（修繕、模様替、色彩の変更）のうち、次に該当するものは届出の対象外とします。また、景観形成基準の定めのない工作物についても、本計画の主旨を踏まえ、景観に配慮した整備等に努めるものとしします。

行 為	届 出 の 対 象 外 と な る 規 模
増 築、改 築	その部分の鉛直投影面積又は水平投影面積の合計が10㎡以下となるもの
修繕、模様替	鉛直投影面積又は水平投影面積の10分の1以下となるもの
色彩の変更	

## 2. 景観形成基準

地区の美しい景観の保全と更なる良好な景観の形成を図るために、建築物及び工作物の景観形成基準を以下のとおりとします。ただし、歴史的建造物等で市が認めたものについてはこの限りではありません。

項 目	景 観 形 成 基 準
高  さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 周辺のまちなみから突出しない高さとなるように配慮する。</li> <li>・ 背景となる山並みの稜線や斜面緑地帯を分断しない高さとする。</li> <li>・ 城山展望台など市が指定した視点場からの眺望確保範囲においては、建築物等の高さは基準線を超えないものとする。※ ただし、次に該当するものは、この限りではない。 ○市長が景観審議会の意見を聞き、眺望を阻害しないと認めるもの</li> <li>・ 桜島や錦江湾上から見える地域においては、市街地への眺望や斜面緑地を阻害、分断しない高さとする。</li> </ul> <p>※景観形成重点地区へ指定することにより、既に定められている鹿児島市景観計画の区域から除かれるため、同基準を再度規定し、従来通りの基準を準用する。</p>
形 態 ・ 意 匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 周辺の歴史的及び文化的景観と調和し、まとまりのある形態・意匠、素材とする。</li> <li>・ 経年変化による味わいや美しさが感じられる、木材や石材等の自然素材などの採用に努める。</li> <li>・ 文化財等の周辺では、その存在を阻害しないような形態・意匠とし、また調和する素材を採用する。</li> <li>・ 降灰対策を講じること。 【例】付着した灰を除去し易い屋根や樋の形状、側溝の計画、外壁の選定等 ※画像：鹿児島県土木建築課ウェブサイトより</li> </ul> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>【降灰対策例】 急勾配の屋根</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>【降灰対策例】 灰が溜まりにくい屋根</p> </div> </div>
壁 面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路に接する壁面は、道路境界からの後退や接道部への植栽等により、ゆとりのある空間の創出に努め、さらに分節の度合いを工夫することにより圧迫感、威圧感を与えないように配慮する。</li> <li>・ 建築物の連続性に配慮するとともに、出来るだけ壁面後退等によりオープンスペースを設け、安心・安全で魅力ある歩行空間の創出に配慮する。</li> <li>・ 景観上主要な道路からの見え方を意識して、沿道のまちなみと調和した形態・意匠となるよう外壁のデザインを工夫する。</li> <li>・ 太陽光発電設備等を外壁に設置する場合は、その他の外壁と調和するものとする。</li> </ul> <div style="text-align: right;">  <p>1階壁面を後退し、連続した歩道空間を確保したイメージ</p> </div>

項 目	景 観 形 成 基 準
屋 外 設 備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外階段は、建築物本体と調和を図るよう配慮する。</li> <li>・屋上等に各種設備を設ける場合は、鹿児島市景観計画に定める城山展望台の視点場からの眺望の支障とならないよう配慮する。</li> <li>・太陽光発電設備や風力発電設備等を屋根及び屋上に設置する場合は、突出した形態とならないように、また周囲の景観を阻害しないように配慮する。</li> <li>・配管やダクト等は、道路など公共の場から見える壁面に露出しないよう配慮する。やむを得ず露出する場合は、壁面と同一の色調とするなど目立たないようにする。</li> <li>・室外機や高架水槽等の建築設備は、道路など公共の場から見えない位置に設置する。やむを得ず設置する場合は、建築物と調和の取れた素材で覆うか、調和の取れた色調とするなど、目立たないように配慮する。</li> </ul> <div style="text-align: right;">  <p>格子で覆った室外機のイメージ</p> </div>
色 彩 (壁面、屋根、屋上)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋根・外壁はマンセル値の彩度2以下の低彩度のものとし、外壁については茶・ベージュ系の落ち着いた色彩等を基調とし、歴史・文化を象徴するまちなみ景観の継承に配慮する。ただし、次に該当するものは、この限りではない。</li> <li>①アクセント色として着色される部分 (各壁面の鉛直投影面積又は屋根面の水平投影面積の10分の1まで)</li> <li>②寺社仏閣建築物等で使われる朱色等、建築物の性格上やむを得ないと認められるもの</li> <li>③表面に着色していない自然石、木材、土壁、ガラス等の素材本来が持つ色彩</li> <li>④航空法その他の法令に基づき設置するもの</li> <li>⑤市長が景観審議会の意見を聞き、次に該当すると認めるもの             <ul style="list-style-type: none"> <li>・質の高いデザイン(色彩を含む)でランドマークとなる役割があり、良好な景観を形成するもの等</li> <li>・植栽等で遮へいされており、景観を阻害しないもの</li> </ul> </li> </ul>
色 彩 (工 作 物)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工作物の色彩は、マンセル値の彩度2以下の低彩度のものとする。(屋外広告物については、屋外広告物条例の基準を適用する。)ただし、前述の建築物の色彩基準における例外規定は、工作物の色彩基準においても準用する。</li> <li>・落ち着いた色彩の使用に努め、建築物で定める色彩基準に適合したものとする。</li> <li>・外観に使用する素材及び材料は、周囲の景観との調和に配慮し、光沢のあるものや反射光の生じるものをできる限り使用しないように努める。</li> </ul>
外 構	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車場・駐輪場等は、公共の場からできる限り見えないように設置する。やむを得ず設置する場合は、建築物と同様の形態・意匠・自然素材による遮へいや周囲の緑化による修景、路面の素材を工夫する等配慮を図る。</li> <li>・ごみ集積所は、建築物と同様の形態・意匠の採用や、自然素材や植栽等による遮へいに努める。</li> <li>・門、石垣等でまちなみを特徴づけている意匠を有するものは、安全性に配慮した上で可能な限り保存や活用を図る。</li> <li>・新たに通りに面して塀等を設ける場合は、生垣や石垣等とするなど、歴史的な趣の残るまちなみとの調和を図る。</li> </ul> <div style="text-align: right;">  <p>石垣を活かした植栽のイメージ</p> </div>

項 目	景 観 形 成 基 準
<p>附属建築物・ 工 作 物</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路など公共の場から見える場合は、母屋と調和したものと する。</li> <li>・敷地内に自動販売機等を設置する場合は、道路からの見え方に 配慮し、建築物と一体化させるような配置や色彩を合わせるなど 適切な修景を行う。</li> <li>・バルコニーの手すり壁に透明ガラスを使用しないなど、道路や 公園等の公共空間から洗濯物や室外機等が見えないように工夫 する。</li> <li>・屋外階段は、道路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置 に設置するように努める。</li> <li>・太陽光発電設備や風力発電設備等の色彩は、黒色又は濃紺色も しくは低彩度・低明度の目立たないものとし、模様が目立たず、 光沢のないものとする。</li> <li>・携帯電話の基地局アンテナ等は、通りや隣接する公園等の公共 空間から見えない位置で、景観上影響の少ない位置に設置する よう努める。</li> </ul> <div data-bbox="1174 387 1469 600" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="1174 607 1445 658">石垣模様の自動販売機の イメージ</p> <div data-bbox="1174 698 1469 911" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="1174 918 1469 969">携帯電話の基地局アンテナの イメージ</p>
<p>緑 化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共の場から見える場所、特に道路など公共の場に接する場所ではできる限り緑化に努める。</li> <li>・城山からの見え方に配慮し、陸屋根の場合は屋上緑化に努める。</li> <li>・既存の樹木等はできる限り保全・活用に努める。</li> <li>・道路等の境界部分には、周辺の景観との調和に配慮し、生垣や石垣等を活かした樹木等による緑化に努める。</li> </ul>
<p>夜 間 の 特 定 照 明</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺住民の生活環境への影響を考慮し、また歴史景観に配慮する。</li> <li>・法令等に基づくものを除き、回転灯やサーチライト等の光の量が多 く、点滅や動きのあるものはできる限り使用しない。</li> <li>・夜間広告は自発光型看板を極力控え、間接照明やスポットライト 型照明を用いた、品格ある夜間景観の演出に配慮する。</li> <li>・公園や広場などの、パブリックスペースに隣接する敷地の夜間 照明は、周辺の安全・安心に配慮するよう努める。</li> <li>・周辺に近代建築物など、歴史的な景観資源やエリアを象徴する 建築物等がある場合には、それと調和するように配光や色温度※ に配慮する。</li> </ul> <p data-bbox="432 1727 1163 1809">※色温度：光の色を数値で表現するもので、単位はK(ケルビン)を使う。 物質を燃やしたとき、高温になるほど炎の色が青くなるよ うに、暖色系は色温度が低く、寒色系は色温度が高い。</p> <div data-bbox="1174 1247 1469 1460" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="1174 1467 1445 1518">スポットライト型照明の イメージ</p> <div data-bbox="1174 1536 1469 1749" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="1174 1756 1398 1807">夜間照明の色温度の イメージ</p>

## 第2節 開発行為、土石の採取、土地の開墾、その他土地の形質の変更

### 1. 届出対象

面積が500㎡を超えるもの又は高さが1mを超える法面を生じるもの。

ただし、届出の不要な場合でも、本計画に定める景観形成基準を満たすよう努めるものとします。

### 2. 景観形成基準

- ①行為の範囲内に現存する石垣等については、やむを得ない場合を除き、保全し活用を図ることを基本とする。ただし、やむを得ない場合においても石垣等の撤去等は必要最小限にとどめるように努める。
- ②法面は緑化又は石垣等により、周辺の自然環境及びまちなみとの調和に配慮する。
- ③背景となる斜面緑地については、周辺の植生に配慮して緑化に努める。
- ④擁壁は素材、表面処理の工夫、前面緑化等により、周辺の自然環境及びまちなみ、また、地区内に残る石垣や石塀との調和に配慮する。
- ⑤敷地内にある良好な樹木、水辺等の自然環境をできる限り保全し、生態系に配慮して活用するように努める。

## 第3節 屋外での土石等の堆積

### 1. 届出対象

堆積期間が6カ月を超え、かつその面積が500㎡又は高さが1mを超えるもの。

ただし、届出の不要な場合でも、本計画に定める景観形成基準を満たすよう努めるものとします。

### 2. 景観形成基準

- ①堆積物は道路など公共の場から見えないように配置を工夫するとともに、できる限り高さを抑える。
- ②そのままでは道路など公共の場から見える場合は、植栽や圧迫感のない塀の設置等による修景を行う。
- ③整然と集積・貯蔵し、敷地外に流出しないよう安全性にも配慮する。

## 第4節 木竹の伐採、植栽

### 1. 届出対象

木竹の伐採、植栽いずれにおいても、面積が500㎡を超えるもの。

ただし、届出の不要な場合でも、本計画に定める景観形成基準を満たすよう努めるものとします。

### 2. 景観形成基準

- ①道路など公共の場から見える場所の伐採はできる限り避け、やむを得ず伐採した場合は、これに代わる植栽や圧迫感のない塀の設置等による修景に努め、その際は周辺の植生に配慮する。

## 第4章 景観重要建造物・景観重要樹木の指定方針

### 第1節 景観重要建造物

道路など公共の場所から誰もが容易に見ることができ、以下に示す基準に該当する建造物（建築物及び工作物）を景観形成上重要な建造物として指定することができます。ただし、文化財保護法の登録文化財、県の指定文化財等については、原則、指定対象外とします。

#### 指定基準

- ①地域の象徴的な存在であるなど、地域の景観を特徴づけ、良好な景観形成に寄与すること
- ②歴史的、生活文化的、または建築的な価値が高いと認められること
- ③地域に親しまれ、愛されていること

※景観重要建造物として指定した場合は、市の支援制度等も活用しながら、その保全を図っていきます。

### 第2節 景観重要樹木

道路など公共の場所から誰もが容易に見ることができ、以下に示す基準に該当する樹木を景観形成上重要な樹木として指定することができます。ただし、市指定の保存樹・保存樹林、文化財保護法の登録文化財、県の指定文化財などについては、原則、指定対象外とします。

#### 指定基準

- ①樹形や樹高など美観が優れていること
- ②地域の象徴的な存在であるなど、地域の景観を特徴づけ、良好な景観形成に寄与すること
- ③歴史的、生活文化的な価値が高いと認められること
- ④地域に親しまれ、愛されていること

※景観重要樹木として指定した場合は、市の支援制度等も活用しながら、その保全を図っていきます。

## 第5章 屋外広告物の制限

屋外広告物は、建築物等と並んで景観の重要な構成要素のひとつであり、まちを訪れる人々を適切に案内・誘導し、また様々な情報を提供するなど、生活や経済活動に欠かせないものです。

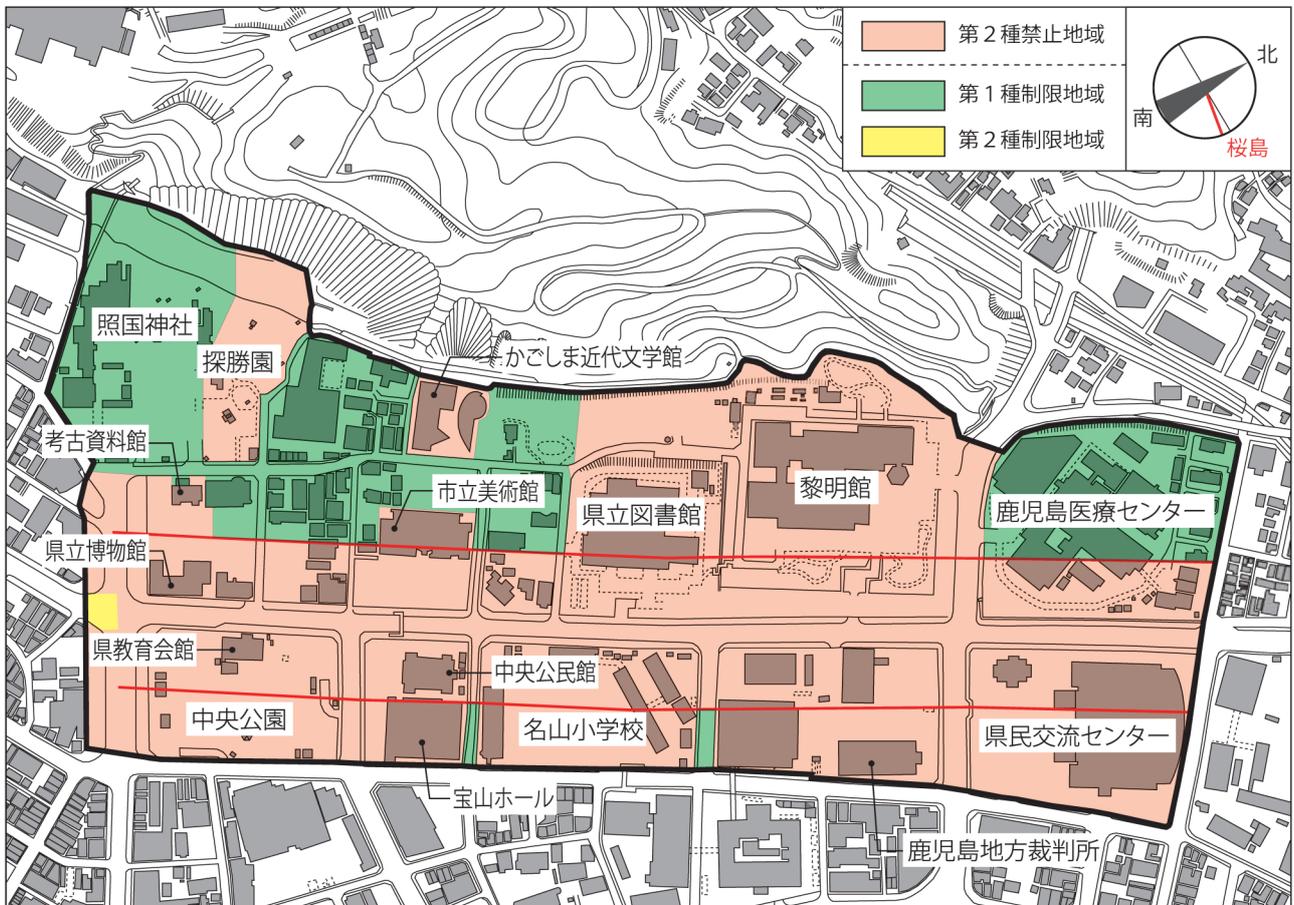
しかしながら、無秩序・大量に設置されると良好な景観を阻害することになり、適切に設置・管理されなければ、倒壊や道路交通の安全の阻害などにより、危害を及ぼす可能性もあります。

本市では、平成8年の中核市移行と同時に鹿児島市屋外広告物条例を制定し、屋外広告物行政を展開しています。

### 第1節 屋外広告物条例に基づく景観形成

本計画策定時点の鹿児島市屋外広告物条例において、歴史と文化の道地区では、国道10号の路端から両側50メートル以内の区域・公共施設及び公園は「第2種禁止地域」、その他の範囲は「第1種制限地域（第2種住居地域）または第2種制限地域（商業地域）」に該当します。

※屋外広告物条例の禁止区域・制限区域の詳細や具体的な規制内容は、『鹿児島市屋外広告物のしおり』を参照のこと。



### 第2節 屋外広告物行政の基本方針

基準に違反する広告物や、許可を得ていない広告物については、指導等による改善を促すとともに、市民や事業者と一体となって簡易除却等に取り組み、歴史と文化の道地区の良好な景観の保全に努めます。



## 景観重要公共施設の整備に関する事項、占用許可等の基準

### 1. 景観重要公共施設の指定

#### (1) 景観重要公共施設の指定の考え方

道路や公園などの公共施設は、景観を構成する重要な要素であるとともに、住民や事業者に対し、良好な景観のモデルを示す先導的な責務もあります。行政が景観に配慮した公共施設の整備を行うことで、地区の景観を向上させるとともに、住民の景観に関する意識の高揚を図っていくことにつながります。

ここでは、特定公共施設（景観法第8条第2項第4号ロ）のうち、本計画の区域内において景観の骨格となり、景観形成上重要な役割を果たすものについて、景観重要公共施設に指定し、良好な景観の形成に向けた整備に関する事項及び占用等の許可の基準を定めます。

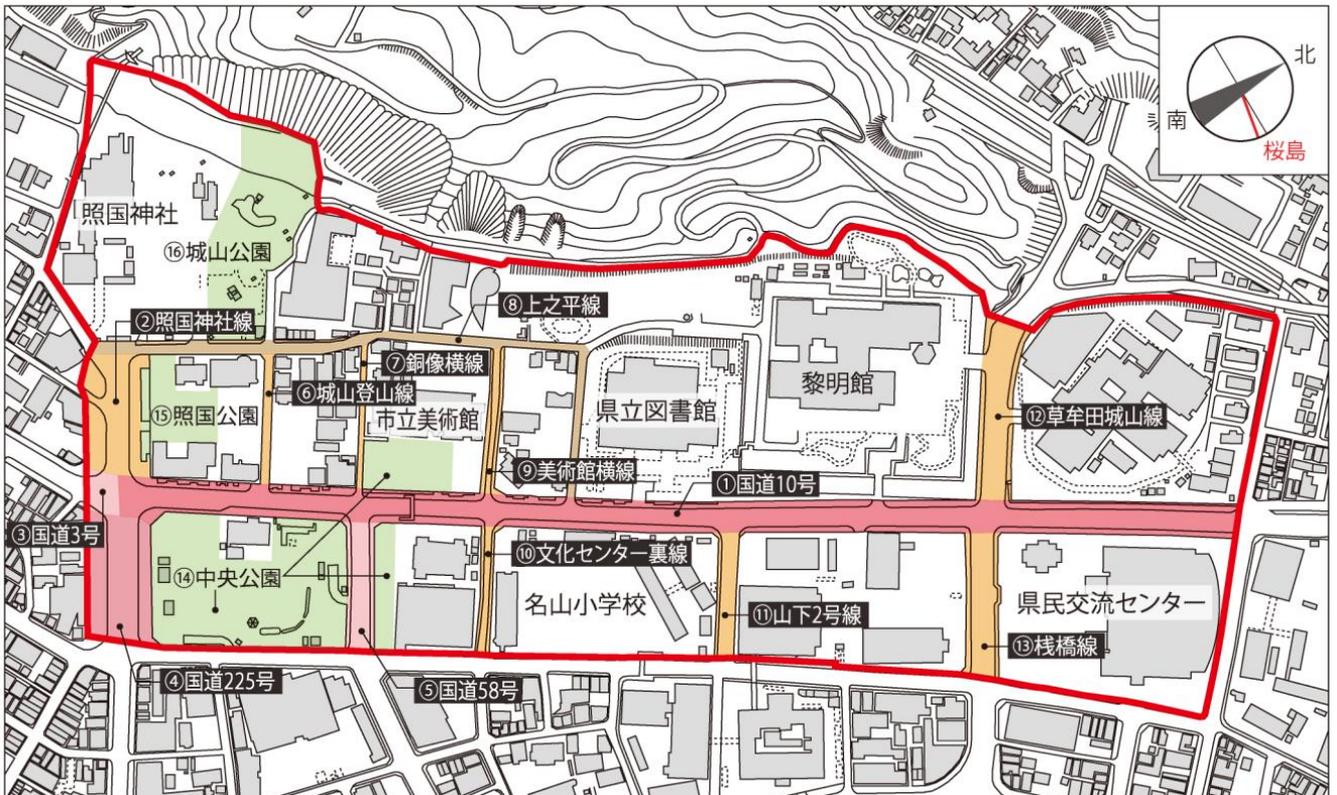
今後、指定された景観重要公共施設において必要な整備等を実施する場合には、これらの基準等を踏まえ、景観に配慮するとともに、既存の施設を含めた良好な維持管理を行うことによって、さらに魅力的な景観形成を推進することとします。

また、指定されていない特定公共施設はもとより、特定公共施設以外の公共施設についても、本計画の主旨を踏まえ、景観に配慮した整備等に努めるものとします。

(2) 景観重要公共施設の一覧

種別・名称	位置・範囲（起点～終点）	施設管理者
道路法による道路		
歴史と文化の道		
①国道10号	城山町6番2先～城山町1番1先 ※区域内の全区間	国
照国大通り		
②照国神社線	全区間	鹿児島市
幹線道路		
③国道3号	照国町17番9先～城山町1番1先 ※区域内の全区間	国
④国道225号	照国町15番26先～城山町1番1先 ※区域内の全区間	国
⑤国道58号	山下町5番1先 ※区域内の全区間	国
その他の道路（市道）		
⑥城山登山線	城山町1番8先～城山町1番13先 ※区域内の一部区間	鹿児島市
⑦銅像横線	全区間	鹿児島市
⑧上之平線	城山町4番16先～照国町18番11先 ※区域内の全区間	鹿児島市
⑨美術館横線	全区間	鹿児島市
⑩文化センター裏線	全区間	鹿児島市
⑪山下2号線	全区間	鹿児島市
⑫草牟田城山線	城山町5番1先 ※区域内の全区間	鹿児島市
⑬棧橋線	山下町13番8先～山下町13番4先 ※区域内の全区間	鹿児島市
都市公園法による公園		
⑭中央公園	山下町4番1、5番1、城山町3番1 ※中央公園の全部	鹿児島市
⑮照国公園	城山町1番2 ※照国公園の全部	鹿児島市
⑯城山公園(探勝園)	城山町19番外 ※城山公園の一部	鹿児島市

【位置図】





① 国道 10 号



② 市道照国神社線



③ 国道 3 号



④ 国道 225 号



⑤ 国道 58 号



⑥ 市道城山登山線



⑦ 市道銅像横線



⑧ 市道上之平線



⑨ 市道美術館横線



⑩ 市道文化センター裏線



⑪ 市道山下 2 号線



⑫ 市道草牟田城山線



⑬ 市道棧橋線



⑭ 中央公園



⑮ 照国公園



⑯ 城山公園

## 2. 景観重要公共施設の整備に関する事項

### (1) 道路

#### ①概要

##### ア 歴史と文化の道（国道10号）

国道10号の終点にあたる歴史と文化の道は、潤いと安らぎのある街路空間を目指し、地元産の自然石を用いた石張り舗装の歩道や、城山周辺の緑と呼応する姿造りのイヌマキ、ガス灯、親水水路（県立博物館から県立図書館までの城山側歩道）、花壇など、景観に配慮した整備が行われており、本地区の景観を特徴づける最も重要な通りです。

##### イ 照国大通り（市道照国神社線）

城山・照国神社の玄関にあたる照国大通りは、背後の城山の自然環境と調和した市民が憩える空間として、地元産の自然石を用いた石張り舗装の歩道や、ガス灯、親水水路が整備されているほか、広場としての空間を演出するため、落葉樹のケヤキや休憩のできるツリーサークルが設置されています。

##### ウ 幹線道路（国道3号、国道225号、国道58号）

歴史と文化の道（国道10号）と接続する国道3号、国道225号、国道58号は、いずれも交通量が多く主要な幹線道路です。中央公園に隣接する国道225号、58号は、公園との一体的な歩道整備（石張り舗装）により、快適な歩行空間が形成されています。

##### エ その他の道路

市立美術館周りの3路線（市道銅像横線、市道上之平線の一部、市道美術館横線）は、歴史と文化の道等との回遊性を持たせ、歴史と文化の香り高い活気を感じられる都市景観の形成を図るため、石張り舗装の歩車道や照明灯が整備されています。

また、歴史と文化の道と直角に交差する市道草牟田城山線、市道棧橋線は、交通量も多く、城山展望台やウォーターフロント地区等への主要なアクセス道路で、本区間内では、景観に配慮した石張り舗装の歩道となっています。

#### ②整備に関する方針

- 道路の構造や仕上げは、利用者の安全性と快適性を確保しつつ、周辺の歴史的・文化的なまちなみとの調和に配慮します。
- 道路附属物の整備を行う場合は、周辺の歴史的・文化的なまちなみとの調和に配慮します。
- 親水水路やガス灯は、周辺の歴史的・文化的なまちなみとの調和に配慮し、適切な維持管理に努めます。

#### ③整備に関する基準

整備基準を以下のとおり定めます。ただし、法令等の規定や安全上、機能上やむを得ないと認められる項目についてはこの限りではありません。

施設		ア 歴史と文化の道 (国道10号)	イ 照国大通り (市道照国神社線)	ウ 幹線道路 (国道3号、225号、58号)
舗装	車道	—	—	—
	歩道	・石張り舗装を基調とし、周辺のまちなみと調和した仕上げにより歴史的・文化的雰囲気演出する。		
道路附属物 ・防護柵 ・道路照明灯 ・道路標識 ・道路反射鏡 ・横断歩道橋等		<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の歴史的・文化的なまちなみと調和し、控えめでシンプルな透過性の高い形態・意匠とする。</li> <li>・光沢ある素材や反射性のある素材など、周囲から突出するような素材の使用を避ける。</li> <li>・表面に着色しない自然素材の色彩、落ち着いた茶系（マンセル値のR、YR、Y系の色相で明度5以下、彩度2以下）又はダークグレー（N2～4）の色彩を基調とする。</li> <li>・特に防護柵（鋼製）については、歴史的・文化的なまちなみとの調和、他の公共施設との調和に配慮し、ダークブラウン（こげ茶色）を基本色とする。</li> <li>・街路樹や植栽については、現状の緑化を維持するため、適切な維持管理に努める。</li> </ul>		
景観施設		・親水水路、ガス灯については、周辺の歴史的・文化的なまちなみとの調和に配慮し、適切な維持管理に努める。		—

施設		エ その他の道路		
		市道銅像横線、 市道上之平線（一部）※1 市道美術館横線	市道山下2号線 市道草牟田城山線 市道棧橋線	市道上之平線（一部）※2 市道城山登山線 市道文化センター裏線
舗装	車道	<ul style="list-style-type: none"> <li>石張り舗装を基調とし、周辺のまちなみと調和した仕上げにより歴史的・文化的雰囲気演出する。</li> </ul>	—	—
	歩道		<ul style="list-style-type: none"> <li>石張り舗装を基調とし、周辺のまちなみと調和した仕上げにより歴史的・文化的雰囲気演出する。</li> </ul>	—
道路附属物 ・防護柵 ・道路照明灯 ・道路標識 ・道路反射鏡等		<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺の歴史的・文化的なまちなみと調和し、控えめでシンプルな透過性の高い形態・意匠とする。</li> <li>光沢ある素材や反射性のある素材など、周囲から突出するような素材の使用を避ける。</li> <li>表面に着色しない自然素材の色彩、落ち着いた茶系（マンセル値のR、YR、Y系の色相で明度5以下、彩度2以下）又はダークグレー（N2～4）の色彩を基調とする。</li> <li>特に防護柵（鋼製）については、歴史的・文化的なまちなみとの調和、他の公共施設との調和に配慮し、ダークブラウン（こげ茶色）を基本色とする。</li> <li>街路樹や植栽については、現状の緑化を維持するため、適切な維持管理に努める。</li> </ul>		

※1 照国神社から市道美術館横線に接する部分までの区間

※2 上記以外の区間

## (2) 公園

### ①概要

#### ア 中央公園

中央公園は、地下駐車場整備に伴い、周辺の道路と一体となった開放的な公園として再整備され、都心部の安らぎと憩いの空間として、市民や観光客に親しまれています。

また、国道 58 号を挟んだ中央公民館側の飛地及び国道 10 号を挟んだ西郷銅像側の飛地も中央公園の一部であり、本市の代表的な観光スポットとなっています。

#### イ 照国公園

照国公園は、ともに登録有形文化財に指定されている県立博物館と県立博物館考古資料館の間に位置し、照国大通りに面した場所にあります。

公園内には、バスケットコートや保存樹に指定されているクロガネモチがあり、地元住民の憩いの場となっています。

#### ウ 城山公園（探勝園）

城山は、標高 107m のシラスからなる丘陵で、明治 39 年に「城山公園」として開設、昭和 6 年に国の文化財として史跡、天然記念物に指定されました（探勝園は除く）。

本計画区域内には、城山公園の一部で、鶴丸城の二の丸庭園であった探勝園が含まれ、明治維新に大きく貢献した島津久光公・忠義公の銅像をはじめ、電信使用の碑などの石碑があり、歴史散策のスポットとなっています。

### ②整備に関する方針

- ・周辺の歴史的・文化的なまちなみとの調和に配慮しながら、安全で良好な眺望地点として機能するよう、公園内の樹木・植栽の管理を行います。
- ・園路、広場、休憩所等の整備、修繕を行う場合は、利用者の安全性と快適性を確保しつつ、歴史的・文化的なまちなみとの調和を図るため、できる限り地場産の自然素材等の利用促進に努めるとともに、施設を設ける場合は、背景となる城山の山なみの眺望を妨げないように配慮します。
- ・観光客や地元住民が安心して利用できるように、園路、広場、休憩所等の整備にあたっては、ユニバーサルデザインに配慮します。

### ③整備に関する基準

整備基準を以下のとおり定めます。ただし、法令等の規定や安全上、機能上やむを得ないと認められる項目についてはこの限りではありません。

施設	ア 中央公園	イ 照国公園	ウ 城山公園（探勝園）
園路	・石張り舗装を基調とし、周辺のまちなみと調和した仕上げにより歴史的・文化的雰囲気演出する。	—	・周辺のまちなみと調和した仕上げにより歴史的・文化的雰囲気演出する。
公園附属物 ・防護柵 ・照明灯 ・案内標識等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の歴史的・文化的なまちなみと調和し、控えめでシンプルな透過性の高い形態・意匠とする。</li> <li>・光沢ある素材や反射性のある素材など、周囲から突出するような素材の使用を避ける。</li> <li>・広場・休憩所等の公園施設の整備にあたっては、自然素材の使用に努める。</li> <li>・表面に着色しない自然素材の色彩、落ち着いた茶系（マンセル値のR、YR、Y系の色相で明度5以下、彩度2以下）又はダークグレー（N2～4）の色彩を基調とする。</li> <li>・特に防護柵（鋼製）については、歴史的・文化的なまちなみとの調和、他の公共施設との調和に配慮し、ダークブラウン（こげ茶色）を基本色とする。</li> </ul>		
建築物	・第3章第1節第2項に定める景観形成基準による。		
法面、擁壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・石垣等については、特に支障のない限り、保存に努めることとし、新設や改修等を行う場合は、自然素材の使用、もしくは化粧型枠等の景観的な配慮がなされた工法を使用するなど、周辺景観との調和に配慮する。</li> <li>・特に法面においては、緑化による修景措置を行うなど、緑の連続性に配慮する。</li> </ul>		
樹木、植栽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園内の樹木や植栽については、現状の緑化を維持するため、適切な維持管理に努める。</li> <li>※ 照国公園のクロガネモチについては、保存樹に指定されていることから対象外とする。</li> </ul>		

### 3. 景観重要公共施設における占用等の許可の基準

景観重要公共施設として指定した道路、公園における占用等の許可の基準について、良好な景観の形成を図るため、次のとおり定めます。

#### (1) 本基準の対象となる工作物等

次の工作物等で1年以上設置される見込みのもの。

- ①道路法第32条第1項又は第3項の規定による許可を要する工作物、物件又は施設のうち、地表に現れるもの
- ②都市公園法第6条第1項の規定による許可を要する工作物、物件又は施設のうち、地表に現れるもの

#### (2) 良好な景観形成のための占用等の許可の基準

道路法第32条第1項又は第3項、都市公園法第6条第1項の許可基準を以下のとおり定めます。

ただし、法令等の規定や安全上、機能上やむを得ないと認められる項目についてはこの限りではありません。

工作物、物件 又は施設 (建築物を 除く)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3章第1節第2項に定める高さの基準による。</li> <li>・周辺の歴史的・文化的なまちなみと調和し、控えめでシンプルな透過性の高い形態・意匠とする。</li> <li>・光沢ある素材や反射性のある素材など、周囲から突出するような素材の使用を避ける。</li> <li>・表面に着色しない自然素材の色彩、落ち着いた茶系（マンセル値のR、Y R、Y系の色相で明度5以下、彩度2以下）又はダークグレー（N2～4）の色彩を基調とする。ただし、可能な範囲内で目立たない素材や色彩の覆い等により周辺の景観との調和が図られていると認められる場合はこの限りでない。</li> </ul>
建築物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3章第1節第2項に定める景観形成基準による。</li> </ul>



## 歴史と文化の道地区景観計画

施行:平成31年3月1日

発行:平成31年3月

鹿児島市 建設局 都市計画部 都市景観課

〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号

TEL 099-216-1425

<http://www.city.kagoshima.lg.jp>